平成２１年（フ）第７６６号
堺市南区竹城台２丁１番１―1008号、前住所堺市南区竹城台１丁２番40―101号
債務者　三木　雅代
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８７３号
大阪府富田林市喜志町３丁目９番６―501号
債務者　桑原　　環
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８９０号
大阪府羽曳野市西浦５丁目645番地の２
債務者　森田　義信
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９１８号
堺市中区辻之1171番地53、前住所堺市中区東山259番地18
債務者　松田　嘉一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９５９号
堺市堺区出島町２丁７番48―504号、事業所所在地堺市西区浜寺石津町西４丁１番18号
債務者　セイコーハウジングこと　西岡　　登
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９６８号
大阪府松原市一津屋３丁目４番９―704号
債務者　竹野　信昭
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０３２号
大阪府富田林市甲田３丁目７番22―1004号
債務者　埜中工務店こと　埜中　義秀
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０４１号
堺市堺区石津町３丁14番57号　村上アパート12号室
債務者　河津淳二郎
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０８７号
大阪府羽曳野市誉田３丁目13番29号
債務者　三井　　章
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０９４号
大阪府松原市高見の里１丁目14番５号
債務者　小西めぐみ
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１０３号
大阪府柏原市片山町１番44号
債務者　本澤都茂代
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１１８号
堺市堺区菅原通２丁17番地　K．Kマンション201号
債務者　妹尾　勝一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
愛媛県大洲市大洲523番地１
債務者　正月　伸明
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第１７号
北海道檜山郡上ノ国町字上ノ国231番地
債務者　小滝　國彦
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第３３号
栃木県真岡市大谷台町14番地14
債務者　増山　幸男
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第３４号
栃木県真岡市大谷台町14番地14
債務者　増山　京子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第７５号
京都府京丹後市弥栄町和田野584番地
債務者　植野　知佳
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　京都地方裁判所宮津支部